

第92号議案

令和7年2月19日
任用給与課

医師及び歯科医師の40年目以降の初任給調整手当額等について

標記の件について、医師及び歯科医師の40年目以降の初任給調整手当額設定の考え方及び運用方法について、決定する。

医師及び歯科医師の初任給調整手当40年目以降の額等について

【初任給調整手当に関する規則第6条第2項】

- ・ 経験者の医師等について、手当の通算支給期間を40年の範囲内で卒後40年目以降も支給可能とする特例規定
- ・ その者の初任給調整手当の支給期間及び月額については、人事委員会が別に定める

【支給額設定の考え方】

- ・ 初任給調整手当は21年目から40年目まで1年ごとに逡減し、逡減率は徐々に上昇する傾向
- ・ 医歴40年超の医師の離職を防止するという本改正の趣旨から、40年超の逡減幅が大きくなりすぎないように、39年目から40年目の逡減率と同率で逡減し手当額を算定
- ・ 給与改定の影響により手当額を増改定する場合は、大卒41年目以降の手当額も増改定を実施

経験年数	島しょ・公衆衛生医師	額間差	率	療育センター等の臨床医	額間差	率	監察医務院等	額間差	率	産業医等	額間差	率	本庁・研究所等	額間差	率
1	315,200	0	0.00%	275,700	0	0.00%	207,500	0	0.00%	179,800	0	0.00%	125,200	0	0.00%
~~~~~															
39	156,400	7,500	4.58%	127,900	6,800	5.05%	75,300	5,200	6.46%	57,900	4,400	7.06%	22,300	3,800	14.56%
40	148,900	7,500	4.80%	121,200	6,700	5.24%	69,800	5,500	7.30%	53,400	4,500	7.77%	18,500	3,800	17.04%
41	141,800	7,100	4.80%	114,800	6,400	5.24%	64,700	5,100	7.30%	49,300	4,100	7.77%	15,300	3,200	17.04%
42	135,000	6,800	4.80%	108,800	6,000	5.24%	60,000	4,700	7.30%	45,500	3,800	7.77%	12,700	2,600	17.04%
43	128,500	6,500	4.80%	103,100	5,700	5.24%	55,600	4,400	7.30%	42,000	3,500	7.77%	10,500	2,200	17.04%
44	122,300	6,200	4.80%	97,700	5,400	5.24%	51,500	4,100	7.30%	38,700	3,300	7.77%	8,700	1,800	17.04%
45以降			4.80%			5.24%			7.30%			7.77%			17.04%

## 【今後の運用】

- 任命権者より毎年個別に承認申請を受け、個人ごとに履歴を確認したうえで、年度単位で期間の区分及び支給額を決定
- 今年度は委員会での審議を実施。同様の承認申請があった際の承認については、局長決定とする。

## 【参考：初任給調整手当に関する規則第6条】

｜ は省略記号

第6条 ｜ 第三条第一号から第六号までの職員 ｜ に対する別表第一の適用については、その者の大学 ｜ 卒業の日の属する年の四月一日 ｜ 以降それぞれ採用の日 ｜ の前日までの期間に相当する同表の期間の区分欄の期間及びこれに対応する額の ｜ 初任給調整手当が支給されていたものとする。

2 前項後段に規定する職員のうち、同項後段の規定の適用により初任給調整手当の月額が別表第一に掲げられていないこととなつた職員で特別の事情※があると認められるものについて任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得た場合の当該職員に支給する初任給調整手当の支給期間及び月額は、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定めるところによる。

※都における重要な医療行政を担っていて、人材確保や人材の定着のために給与上の措置が必要と認められる者